

第1 はじめに

1 平成29年10月30日、上尾市西貝塚環境センター（以下「センター」という。）の業務に関する入札を巡り、当時の島村穰上尾市長（以下「前市長」という。）及び田中守上尾市議会議長（以下「元議長」という。）並びに明石産業(株)代表取締役である山田明（以下「明石産業(株)社長」という。）らが共謀の上、秘密事項を漏らしたとして、官製談合防止法違反や公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されるという事件が発生した。

さらに、センター業務に関し、明石産業(株)社長と元議長はあっせん贈収賄の疑いで、また、明石産業(株)社長と前市長は受託贈収賄の疑いで、再逮捕、起訴されるに至り、平成30年4月までには、起訴事実すべてについて、全員有罪判決が確定した。

上記事件は、市長と議長という行政、議会のトップ二人が同時に逮捕、起訴され、有罪が確定するというものであり、二元代表制を根底から揺るがすとともに、職員までも巻き込む前代未聞の事態であって、市政に対する市民の信頼が大きく損なわれた。

2 このような事件の発生を受け、事実関係を調査、検証し、再発防止のための提言を行うべく、上尾市西貝塚環境センターの入札に関する第三者調査委員会（以下「本委員会」という。）が設置（別紙1、2）された。

3 本委員会は、本件判決で認定された罪となるべき事実にとまらることなく、背景事情や至る経緯、さらには、事件発生後の取り組み等も調査、検証し、問題点を抽出して、失われた市政に対する市民の信頼を取り戻すべく、再発防止に向けた実りある提言をすることとした。

4 なお、本委員会の概要及び開催状況等は、（別紙3）のとおりである。

第2 事件等の概要

1 入札の経過

(1) 平成24年 センター本体管理業務

平成24年1月5日	請負審査委員会 条件付一般競争入札による方法で行うことを決定
平成24年1月17日	入札公告
平成24年1月24日	入札参加資格審査期限
平成24年2月14日	開札（場所：市役所5階入札室）、落札決定 落札者：テスコ株式会社埼玉支店
平成24年2月20日	契約締結 454,230,000円（税込み）

(2) 平成26年 ペットボトル結束業務

平成25年12月24日	請負審査委員会 条件付一般競争入札による方法で行うことを決定
平成26年1月17日	入札公告（事後審査型・郵便入札）
平成26年1月31日	開札（落札候補者：明石産業株式会社上尾支店）、資格 審査、落札決定 落札者：明石産業株式会社上尾支店
平成26年2月6日	契約締結 106,375,680円（税込み）

(3) 平成27年 センター本体管理業務

平成26年12月22日	請負審査委員会 条件付一般競争入札による方法で行うことを決定
平成27年1月16日	入札公告（事後審査型・郵便入札）
平成27年2月6日	開札（落札候補者：明石産業株式会社上尾支店）
平成27年2月9日	落札候補者から条件付一般競争入札参加資格申請等確 認申請書の提出、資格審査
平成27年2月10日	落札決定 落札者：明石産業株式会社上尾支店
平成27年2月12日	契約締結 494,424,000円（税込み）
平成27年3月11日	契約解除 ※実務経験証明書の提出を平成27年3月1日として いたが、統括責任者を除く6名分の実務経験が確認で きなかつたため

平成 27 年 3 月 11 日	請負審査委員会 持ち回り決裁、指名競争入札で行うことを決定
平成 27 年 3 月 18 日	応札者 1 者のため入札中止
同日	請負審査委員会 持ち回り決裁、テスコ株式会社埼玉支店と随意契約で行うことを決定
平成 27 年 4 月 1 日	契約締結 602,640,000 円 (税込み)

(4) 平成 29 年 ペットボトル結束業務

平成 28 年 12 月 26 日	請負審査委員会 条件付一般競争入札による方法で行うことを決定
平成 29 年 1 月 17 日	入札公告 (事後審査型・電子入札)
平成 29 年 1 月 31 日	開札 (落札候補者：テスコ株式会社埼玉支店)
平成 29 年 2 月 2 日	落札候補者から入札公告で示した資格確認資料の提出、資格審査 (発注課)
平成 29 年 2 月 6 日	審査終了、契約検査課へ契約締結依頼
平成 29 年 2 月 7 日	落札決定 落札者：テスコ株式会社埼玉支店
平成 29 年 2 月 13 日	契約締結 86,184,000 円 (税込み)

2 判決で認定された事件 (犯行) の概要

当時市長であった被告人島村穰 (前市長)、市議会議長であった被告人田中守 (元議長) 及びごみ処理施設運転保守等を業とする明石産業 (株) の代表取締役である被告人山田明 (明石産業 (株) 社長) の三名は共謀の上、平成 29 年 1 月 31 日に入札を執行した「ペットボトル結束機運転管理業務 (以下「ペットボトル結束業務」という。)) の条件付一般競争入札に関し、明石産業 (株) 社長が、同入札の秘密事項を教示するよう前市長に働きかけることを元議長に依頼し、これを承諾した元議長が前市長にその旨の働きかけを行い、これに応じた前市長が明石産業 (株) 社長に対し、秘密事項である入札参加業者名、入札予定価格、最低制限価格等を教示し偽計を用いて、入札の公正を害すべき行為を行った (官製談合防止法違反被告事件、公契約関係競売入札妨害被告事件)。

また、明石産業 (株) 社長は、元議長に対し、上記あっせんの謝礼として現金合計 50 万円を供与し、元議長はこれを収受した (あっせん贈収賄被告事件)。

さらに、明石産業(株)社長は前市長に対し、平成30年度発注予定の「西貝塚環境センター本体運転管理業務(以下「センター本体管理業務」という。)」を明石産業(株)が受注できるように、同業務の一般競争入札に関し同社が要望する入札参加資格を設定するなどの有利かつ便宜な取り計らいをしてもらいたい旨の請託をして現金合計60万円を供与し、前市長はこれを承諾し、上記現金を収受した(受託贈収賄被告事件)。

上記事実により、前市長に対しては、懲役2年6か月、執行猶予4年、追徴金60万円、元議長に対しては、懲役2年6か月、執行猶予4年、追徴金50万円、明石産業(株)社長に対しては、懲役1年6か月、執行猶予3年の各判決が言い渡され、控訴されることなく、上記判決は確定した。

3 事件(犯行)に至る経緯乃至背景事情

訴訟記録によれば、事件に至る経緯乃至背景事情について、以下のことが推認される。

- (1) 元議長は、平成12年1月から平成29年11月まで上尾市議会議員を務めていた。事件当時は、前市長を擁立した市議会最大会派である新政クラブの重鎮(議会のドン)と言われており、職員の人事にも介入する等市政に大きな影響力を持っていた。
- (2) 前市長は、平成16年1月から平成19年12月まで上尾市議会議員として元議長と同じ会派の1期後輩であり、元議長が市長選挙時の選挙対策本部長を務めていたことも重なり、前市長は元議長の依頼を断れない関係にあった。
- (3) 明石産業(株)社長は、自己の経営する会社が上尾市の発注する上尾市西貝塚環境センターの業務を受注できるよう、平成23年頃から元議長に現金の授受をとまなうこともある接待を繰り返し行うとともに、元議長を介して、前市長にも現金を授受するなどして、同人との癒着関係も深まっていった。
- (4) すなわち、明石産業(株)社長は、知り合っ間もなく元議長が経営する料理屋で同社社員の懇親会を開催するようになり、その席で元議長に100万円か200万円の現金を渡した。
- (5) また、明石産業(株)社長は、ひいきにしているさいたま市浦和区にあ

る浦和ロイヤルパインズホテル内にある日本料理店「四季彩」で元議長に1,500万円くらいを一度に渡し、うち500万円は元議長から前市長に渡された。

- (6) さらに、明石産業(株)社長は、元議長がひいきにしているさいたま市大宮区にある「一の家」で、元議長と前市長にそれぞれ100万円を渡した。その後も元議長、前市長に対し現金の授受をともなう接待を繰り返し、元議長に対しおおよそ7,000万円を渡していた。
- (7) このような、明石産業(株)社長、元議長、前市長の三者の癒着関係を背景に、下記のとおり職員を巻き込みながら、明石産業(株)のセンター本体管理業務及びペットボトル結束業務の受注に向けた様々な取り計らいが行われた。
- (8) すなわち、元議長は平成23年8月頃、明石産業(株)社長と担当職員を引き合わせて、明石産業(株)に便宜を図るよう直接職員に依頼した。接待の場に黙って連れてこられた職員は焦り、嫌な気持ちになったが、相手が元議長であったため、席を立つようなことはできなかった。うかつな返事はできないと考えた職員は、お茶を濁そうとしたが、元議長に恫喝された。その後、元議長は当該職員に対し、電話で明石産業(株)が入札できるように参加資格を緩和するよう要求した。
- (9) 前市長は、元議長の要請に従い明石産業(株)が入札に参加できるよう、入札参加資格の見直しを担当職員に命じた。センターの職員は、入札参加資格を「過去に同等の施設の運転管理業務を直接受注した実績のある業者に限定する」と主張した。しかし、前副市長、環境経済部、総務部で協議した結果、最終的には元議長及び前市長の意向に従い、入札の参加資格を「ごみ処理施設の運転管理業務を直接又は下請契約等で請負った実績を有すること」と緩和した。
- (10) 入札参加資格に、「下請契約等」の「等」という表現を加えた結果、ごみ処理施設の運転管理業務を下請契約で請負った実績もない明石産業(株)が入札に参加できることとなった。
- (11) 職員は、平成24年2月に予定されていたセンター本体管理業務の入札の数日前になって、前市長が最低制限価格をすでに決定していたと思

われるにもかかわらず、再度、その入札に関する最低制限価格等を伝えるように前市長が指示したことに不自然さを覚え、前市長を通じて外部へ情報が漏洩する恐れを感じた。そのため、最低制限価格等そのものを教えることはしなかった。結果、この時の入札では、明石産業(株)は落札に失敗した。

- (12) 平成24年の入札に失敗した明石産業(株)社長から、平成27年の入札にあたっては確実に落札できるように最低制限価格そのものを教えてほしいという要望を受けた元議長は、その要望に応えられるように誓った約定書を作成し、平成26年1月、前市長との連名で明石産業(株)社長に渡した。
- (13) 職員は、施設の重要性や安全性を考え、前副市長を通じて、次の入札では参加資格から「下請契約等」を外すことを前市長に申し出たが、元議長の圧力もあり変更できなかった。そこで職員は、センター本体管理業務の安全かつ継続的な運転を確保するため、技術者配置基準等を新たに定め入札に参加する者に必要な資格を厳格化した。
- (14) センター本体管理業務の入札直前である平成27年1月下旬、明石産業(株)社長から最低制限価格等を知らせよう圧力をかけられた前市長は、職員に最低制限価格等を直接尋ねた。その職員は、最低制限価格を決めたのは前市長であり、それを教えること自体に問題はないが、前市長を通じて外部へ情報が漏洩する恐れを感じた。そのため、最低制限価格等そのものを直接教えることはしなかった。
- (15) 平成27年2月、センター本体管理業務の入札が執行され、明石産業(株)が他の業者よりも著しく低く、最低制限価格に近い額で落札した。
- (16) 落札後、明石産業(株)社長は、市が入札参加資格として示した技術者配置基準等が不当であると前市長に主張した。これを受けた前市長は、技術者配置基準等を証明する書類の提出期限を延ばして書類の提出を手伝うこと等明石産業(株)に配慮するように職員に指示した。その後、センターの職員が、明石産業(株)から市に提出された書類の確認作業を行った結果、技術者の経歴のほとんどが事実と異なっていることが判明した。このため市は、入札参加資格を満たしていなかった明石産業(株)との契約を解除した。

- (17) 平成28年4月の人事異動で、元議長の要求を受けて、当時のセンター所長が異動となった。
- (18) 明石産業(株)社長は、次こそは落札するため、平成28年9月以降も月1回から2回のペースで元議長と前市長に接待を行うとともに、今後は期待に応える旨の誓約書に署名させた。
- (19) 平成29年1月、ペットボトル結束業務に関する予定価格等を前市長から問われ報告していた職員は、その後の前市長の話から元議長を通じて予定価格等が明石産業(株)社長に漏れることに危惧の念を抱いた。職員は、前市長に予定価格等を報告していた自らも同様に、明石産業(株)社長に予定価格等を漏らしたことになり懲戒免職となる恐れがあると考え、前市長に対し政治生命を失う可能性があるため漏洩しないよう進言した。しかし、その後も市長から問い合わせが継続したことから、進言が受け入れられなかったことが分かった。
- (20) この時の入札では、明石産業(株)は落札に失敗した。
- (21) 明石産業(株)社長は、平成30年のセンター本体管理業務の入札に向けて、平成29年2月以降も元議長と前市長を繰り返し接待した。その接待の場で、具体的な名前を示した人事異動、自社の要望を反映した仕様書への変更、より高額な最低制限価格の設定等要求した。
- (22) 平成29年6月上旬の日曜日、前市長と市長室で面会した明石産業(株)社長は、次回の入札に向けて、技術者配置基準の見直し等の自社に有利になる要求を行うとともに、現金を渡し本件贈収賄事件に至った。

第3 原因乃至問題点

以上述べた事件等の概要からすれば、今回の事件が発生した原因乃至問題点について以下のような指摘をすることができよう。

1 入札制度の問題

- (1) 役務業務(委託業務)の予定価格の公表は、事後公表制が取られてい

た。そのため、明石産業(株)社長は、前市長からその情報を事前に入手し、落札を確実なものにしようとした。その結果、職員まで巻き込む事件に発展した。

また、役務業務（委託業務）の最低制限価格は、予定価格の10分の7から10分の9までの範囲の割合を乗じて得た額とすると「上尾市役務業務最低制限価格取扱要綱」（別紙4）で定められており、この範囲で最低制限価格の設定権者である市長が任意に定めることができる制度となっていた。そのため、今回の事件では、前市長は明石産業(株)社長から最低制限価格を予定価格の10分の9にするように依頼されるなど、不正が行われた。

- (2) 平成27年センター本体管理業務の入札に際し、落札候補者となった明石産業(株)からの必要書類の受領、確認を待たずに、市は契約を締結した。また、市は前市長の意向を受け、本来の期限を超えて書類の提出期限を延ばすという便宜を図った。

その後、明石産業(株)から提出された書類は、技術者の経歴のほとんどが事実と異なっていることが判明した結果、契約解除となった。

- (3) 入札参加条件に関しては、上尾市建設工事等請負業者審査委員会（別紙7）で審査することになっているが、適切に審査したとは思料されない。平成24年のセンター本体管理業務の入札に関し、入札参加資格の見直しについては、数名の職員のみで決定してしまった。また、平成27年のセンター本体管理業務の入札参加資格に関しても、上尾市建設工事等請負業者審査委員会が有効に機能せず、その結果、明石産業(株)が入札参加資格を得て、落札することとなった。

- (4) 入札参加停止等に関する事項については、上尾市建設工事等請負業者審査委員会の審査が形骸化しているために、上尾市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（別紙6）に基づく入札参加停止期間の特例の実質的な検討をした形跡が伺えない。極めて悪質な理由がある場合は、入札参加停止の期間は、最長36カ月まで延長ができるが、平成30年のセンター本体管理業務の入札では、実質的な検討の形跡がないまま24カ月の入札参加停止に止まった。

2 明石産業(株)社長と元議長、前市長との癒着関係

明石産業(株)社長から、元議長、前市長に対し、多額の現金の授受をとも

なう接待が繰り返し行われ、三者による長期的、継続的な癒着関係が生じた。その結果、明石産業(株)社長からの元議長、前市長らに対する違法、不正な依頼も、同人らはこれを断ることなく、職員まで巻き込んだ犯行に発展していった。

3 元議長の職員人事等に対する不当な介入

今回の事件の舞台とされたセンターの人事等について、明石産業(株)社長にとって不都合な職員は、明石産業(株)社長の意を受けた元議長が前市長を通じ、その職を解くなど、元議長と前市長との力関係を反映し、不当な人事介入がなされた。そして、そのような不当な人事介入が繰り返されることにより、職員の中に、元議長等の意向には逆らえないとの雰囲気醸成され、職員まで巻き込む事態に発展した。

4 議会の監視機能の欠如

事件発生の温床となった、明石産業(株)社長、元議長、前市長の長年に亘る癒着関係については、事件発覚以前から噂されていたところであるが、議会が然るべき対応をした様子は窺えない。

市政を負託された議会は、二代表制の一翼を担うものとして、自ら選出した議長や行政に対し有効かつ適切に監視機能を発揮すべきであるが、これが全く機能していなかった。

5 元議長、前市長等政治家の政治倫理、コンプライアンスの欠如

明石産業(株)社長から、元議長、前市長に対し、多額の現金の授受をともなう接待が繰り返し行われ、三者による長期的、継続的な癒着関係が生じ、これが、今回の事件の大きな要因になったことは、繰り返し述べてきたところである。賄賂の受け渡し場所への移動に議長車が利用されたことも疑われ、また、賄賂の受け渡し場所に、市長室が利用されるに至っては言語道断というべきであろう。行政のトップたる市長と議会のトップたる議長は、政治家としての範を示し、清廉であるべきことは論をまたないところであるが、今回の事件は、元議長と前市長の著しい政治倫理、コンプライアンスの欠如があったと言わざるを得ない。

6 職員のコンプライアンスの欠如

予定価格や入札参加者名等を伝えるようにという前市長からの指示が、入札に参加しようとしている明石産業(株)社長の依頼を受けた元議長が前市長に強く働きかけたものと思われ、職員は入札情報が外部に漏れる恐れ

を感じた。しかし、職員は、その指示に逆らうことができず、前市長に秘密事項である予定価格や入札参加者名等を伝えた。如何に人事権を握る市長の指示とはいえ、違法、不正の疑いがある指示は、全体の奉仕者として公正であるべき公務員は、これに従うべきではなく、職員自身コンプライアンスの欠如があったとの誹りは免れない。

7 既存内部通報制度の機能不全

今回の事件については、明石産業(株)社長、元議長、前市長らの癒着関係やそれを背景とする違法、不正の疑いがある行為について、相当数の職員にも認識があったことは明らかである。上尾市には「上尾市職員等の内部通報に関する要綱」(別紙5)が定められていたが、内部通報を行った職員はならず、これが有効に機能しなかったと言わざるをえない。

第4 事件(犯行)発生後の取り組み

1 入札における予定価格の事前公表制の導入

建設工事の入札については、従前より予定価格の事前公表制が導入されていたが、今回の事件を受けて、役務業務(委託業務)の入札についても、平成30年1月から予定価格の事前公表制を導入した。

予定価格を探ろうとする不正な動きを防止し、入札の透明性を確保するため変更したものである。

2 役務業務(委託業務)の最低制限価格設定方法の変更

役務業務(委託業務)の最低制限価格は、業務に従事する従業員の賃金確保の観点から設定されており、「上尾市役務業務最低制限価格取扱要綱」(別紙4)において、予定価格に10分の7から10分の9までの範囲内の割合を乗じて市長が決定した額としていた。しかし、今回の事件を受けて、算出割合を固定値とし恣意性を排除する試行を行っている。

3 職員研修の実施

今回の事件は、前市長等からの指示とはいえ、全体の奉仕者である公務員としての使命に反し、入札情報の漏洩の疑いがある指示に職員が少なからず関与していたことに鑑み、職員一人ひとりが、公務員としての倫理観・使命感を再認識し、市民の信頼回復に取り組むことを目的に平成30年2月26

日に「上尾市職員コンプライアンス講演会」を実施した。また、階層別研修や人事評価研修においても、より一層倫理観を持ち、法令遵守、公正な職務遂行が必要であることを強く指導した。

4 市長面会記録の作成

今回の事件では、前市長は、明石産業(株)社長と市長室で会って現金を授受したことが判決で認定されている。この事態を受けて、面会者の名前と用件、所要時間を記録することとした。また、市役所開庁時間外の入庁者が記載する「時間外出入者名簿」については、職員はもとより市長も必ず記載することとした。

5 調査特別委員会の設置、報告書の可決

今回の事件を受けて、市議会議員全員を構成員とする「西貝塚環境センターの入札に係る調査特別委員会」の設置についての発議があり、市議会に特別委員会が設置された。

上記特別委員会は、平成29年11月9日から平成30年12月21日まで計7回開催され、平成30年12月21日に「西貝塚環境センターの入札に係る調査特別委員会報告書」を可決した。

第5 ヒアリングの実施

本委員会では、今回の事件をより正確、多角的にとらえるため、副市長及び現議長、前議長のヒアリングを実施した。

議会側は、今回の事件を「個人の特質に由来する犯行である」と捉えていた。市側は、今回の事件を「コンプライアンスを軽視する組織風土の問題」と捉えていた。

第6 再発防止策の提言（対策）

今回の事件の発生後に取られた、上記取り組みは、入札制度の変更等再発防止のための方策として一定の評価をし得るものである。しかし、政治倫理条例の制定等に言及するものはなく、業者と政治家との癒着の問題や議会

の監視機能の欠如等に対する抜本的な対策において、不十分の感は否めない。

そこで、本委員会は、上記第3において指摘した原因乃至問題点に鑑み、再発防止のため、以下のような対策を提言する。

1 入札制度の改善

(1) 入札制度については、今回の事件をうけて、既に、予定価格の事前公表制、最低制限価格の算出割合の固定制が試行されている。

確かに、予定価格の事前公表制、最低制限価格の算出割合の固定制は、談合等の弊害のおそれもあるが、秘密事項である入札情報が漏えいしたという今回の事件の特質に鑑みれば、当面この制度を継続し、効果を検証するとともに問題の有無を確認することが妥当であろう。

(2) 契約締結に至る前に、入札の際に提出された、入札参加資格証明書等関係書類について厳格な審査を行い、不正が発覚した場合には、上尾市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（別紙6）の厳格な運用を行う（同要綱第4条第4項の厳格な適用等）。

(3) 今回の事件では、上尾市建設工事等請負業者審査委員会の審査は内部組織に止まっていたため、機能しなかった可能性が高い。そこで、適正な入札参加条件の設定や上記措置要綱の厳格な運用の確保等のため、上尾市建設工事等請負業者審査委員会委員（別紙7）に弁護士等外部有識者を加える。

2 政治倫理条例の制定

繰り返し述べるが、今回の事件の最大の要因は、明石産業(株)社長と元議長や前市長との癒着関係にあることは論を俟たない。そこで、このような事件が再び起こらないようにするためには、市長や市議会議員等政治家が業者との不適切な関係を持たず、その清廉性及び透明性を確保するため、下記内容を骨子とする政治倫理条例を制定することが不可欠と思料される。

(1) 政治倫理基準の明示

市長や市議会議員等が法令を遵守することを明示する。また、不正の疑いをもたれる恐れのある行為、例えば、市が行う契約に関連して、特定の業者から金品等を授受することや特定の業者を推薦、紹介等有利な取り計らいをすること、自己または親族が実質的に経営する企業

に受注させること等を明示し、これを禁止する。

(2) 資産公開制度

市長及び市議会議員等は、自己及び配偶者並びに同居の親族の資産、収入、税の納付状況等について資産報告書を作成の上報告し、これを一般に公開する。

(3) 政治倫理審査会の設置

政治倫理審査会を設置し、市長や市議会議員等に政治倫理基準に違反する行為の疑いがあるとき、また、資産報告書の内容に疑いがあるとき、その他政治倫理条例に違反する疑いがあるときは、これを審査する。

(4) 市民の審査請求権

市民は、市長や市議会議員等に政治倫理条例に違反する疑いがあるときは、政治倫理審査会に調査を求めることができる。

(5) 市民の問責権

市長や市議会議員等の政治倫理条例違反が政治倫理審査会において認定されたときは、市民は、政治倫理審査会に対し当該市長や市議会議員等による説明会の開催を求めることができる。

3 職員倫理条例の制定

今回の事件については、明石産業(株)社長と元議長、前市長らとの癒着関係や違法、不正な疑いのある行為を職員が知りながら、これを未然に防止しえなかった。のみならず、人事等掌握する市長等の要求は断りにくいという側面はあったにしろ、事件に間接的に関与していたという疑いは否定できない。そこで、職員のコンプライアンスの確立を中核とした下記内容の職員倫理条例の制定も政治倫理条例に並んで不可欠と思料する。

(1) 職員倫理基準の明示

法令を遵守することを明確化するとともに、利害関係者との面談は複数人で行う。また、利害関係者との会食、ゴルフや旅行など市民の疑念や不信を招く行為を明示し、これを禁止する。

(2) 内部通報制度の見直し

前述するように、既存の内部通報制度は、今回の事件では有効に機能しなかった。これは、制度の周知不足や通報窓口及び処理機関が内部組織に止まっていたため、市長や市議会議員等の違法行為や組織内部の違法行為などについては、職員が通報対象事実を知ったとしても、これを通報することは極めて困難であり効果が期待できなかった。

そこで、制度の周知徹底を図るとともに、通報者がより安心して通報し、効果が確実に得られる体制を整える必要がある。具体的には、弁護士などの有識者で組織したコンプライアンス審査会など外部に直接通報できる体制を整えること、通報者のプライバシーを確実に守ること、通報を理由として通報者に対する不利益な取り扱いから保護する体制を整えること等である。

(3) 不当な要求を断れる組織体制の確立

職員倫理条例をより実効性のあるものにするため、業者等に限らず、市長や市議会議員等からも不当な要求があった場合、前述する内部通報制度や記録の作成、公開等を含め、組織で対応する体制づくりを進める。

4 執務室への立ち入り制限

市役所の執務室では、市民の大切な個人情報や発注業務など部外秘の情報等を取り扱っている。業者は勿論、市議会議員も含めて職員以外の者が執務室に立ち入ることを制限する規程を制定し、情報管理を徹底する。また、執務室内にある打ち合わせスペースはカウンターの外に設置するなど物理的な対策も講じる。

5 面会記録作成の徹底

いつ、だれが、どのような用件で面談に来たのか等その内容を記録することを徹底するとともに、それを補完するための防犯カメラを公務の場である市長室や議長室、公共事業担当部署、契約担当部署等関係各機関に設置する。設置にあたっては、プライバシーに配慮することを含んだ防犯カメラの管理規程等を制定する。

6 コンプライアンス意識の徹底

コンプライアンス意識の徹底には、法令や守るべきルールを理解が不可欠である。今回の事件後、市は職員向けに「上尾市職員コンプライアンス講演

会」等を開催したとのことであるが、市長、市議会議員等、職員のコンプライアンス意識の徹底を図るコンプライアンス研修や職業倫理研修などを実施し、職員はすくなくとも年1回は受講する。

また、公正性・透明性・競争性の向上並びに適正な契約の履行確保、不正行為の防止、不良不適格業者の排除など入札事務や契約事務に特化した研修をより充実させて実施する。

なお、元議長の供述調書には、自身は特に入札に詳しい訳ではない旨の記述があったことから、入札に関する研修は希望する市議会議員も受講できるよう検討する。

7 法曹有資格者の採用

市長や市議会議員等から不当な要求があった場合、職員は、その力関係から適切に対応することが困難な場合もある。職員が不当な要求を拒否し、違法性が懸念される事態への毅然とした対応が取れる組織体制を確立するためには、気軽に相談できる存在として、法的思考、法的対応に習熟した弁護士等法曹有資格者を職員として採用することを検討する。

8 公用車の適正利用

今回の事件では、賄賂の受け渡し場所への移動に議長車が利用されたことも疑われる。このような事態を防止して公用車が適正に利用されることを担保するため、全ての公用車にドライブレコーダーを設置し管理規程の制定を検討する。

9 市民による監視の強化

市民の市政に対する牽制機能の向上をもたらすことが、再発防止に不可欠である。市民は、市政により関心を高めるとともに、地方自治法にある監査の請求や市議会の傍聴などを通じて、不祥事の再発防止に努めていただきたい。市もまた、市議会の日程をメールマガジンで配信することや市議会がネット中継されていることを積極的にPRすることに努める。

10 提言内容の定期的な評価

本提言がいわゆる「絵に描いた餅」で終わってしまっただけでは、再発防止対策の意味がない。今回のような不祥事の再発防止のためには、本提言が着実に実行されているか定期的に評価することが必要である。そして、そのための組織を設置することや評価結果をホームページで公表するなど市民に適切な情報を提供することも重要である。

第7 おわりに

今回の事件は、現金の授受をともなう明石産業(株)社長、元議長、前市長の三者の長期間に渡る継続的な癒着関係を背景に、職員まで巻き込み、さまざまな違法、不適切な行政が行われ、職務の公正が害されたものであることは、訴訟記録からも明らかであり、市政に対する信頼が大きく損なわれたものであることは、繰り返し述べてきたところである。

そこで、本委員会は、このような忌々しき事態が二度と起きないように、背景事情や原因等を調査、分析し、入札制度の改革、政治倫理条例の制定、職員倫理条例の制定等の提言をした。

関係各機関においては、本提言の趣旨を理解し、今回の事件が個人の特質に由来する犯行であるなどとの安易な考えを捨て、このままでは、同様の不祥事が再び惹起されるのではないかとの危機感を持ち、市政の信頼回復のため、本提言が早期に実現されることを念願する次第である。

最後に、地方自治の主人公は市民の皆さん自身である。市長をトップとする行政当局、議長をトップとする市議会等の関係各機関が、今回の事件を深く反省し、失われた信頼を回復するため如何に真摯な取り組みをするか、市民の皆さんが日々監視していくことが、公正で明るい社会を実現する源であることを再認識して頂きたいと念願する次第である。